

西淀川区社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員は無報酬とする。

(費用)

第4条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、実費弁償とし、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月21日から施行する。